

牧園中学校いじめ防止基本方針

霧島市立牧園中学校

<p>社会の要請</p> <p>いじめ問題への対応は、いじめだけに特化するものでなく、子どもも大人も、人々が生きるにあたって直面する課題である。</p> <p>いじめの止まりやすい国であるかどうかは、その国の教育力と国民の成熟度の指標となる。</p> <p>日常生活の仕組や行為への私的責任領域とそれを補う法制定による公的責任領域が必要である。</p>	<p>本校学校教育目標</p> <p>ふるさとを愛し、知性と創造性に富む、心豊かでたくましい生徒を育成する。</p> <p>目指す生徒像</p> <ol style="list-style-type: none"> 自ら学び、自ら考え、夢（目標）に向かって行動する生徒 自らを律し、共に協調し、自他を思いやり、大事にする生徒 健康・安全に心がけ、心身ともに、たくましい体をつくる生徒 	<p>本校の実態</p> <p>県下でも1町1中としての統合導入は先駆けで、6小学校から集まるため、生徒指導面においても大変な時期があった。近年においては、生徒数減少の問題を抱えている。</p> <p>生徒は礼儀正しく真面目で、とても素朴である。しかし、とても幼い面もあり、コミュニケーションスキルが低く、近年ではケータイ等による問題も発生している。</p>
<p>いじめ防止法による基本方針策定及び組織編成規定</p> <p>【第13条】 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等の対策に関する基本的な方針を定めるものとする。</p> <p>【第23条】 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を効果的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。</p>	<p>いじめ防止に関する基本的な考え方・理念</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ いじめは、絶対に許されない行為である。 ○ いじめは、どの生徒にもどの学校でも起こりうる。 ○ まだ気づいていない、見えていないいじめがある。 ○ ネットいじめなど、見えにくいいじめが増加している。 ○ 一件でも多く察知・発見し、一件でも多く解決する。 ○ いじめ防止の根本は、校長をはじめとする教職員のいじめ問題に対する認識及び姿勢にある。 	<p>市いじめ問題対策連絡協議会・市教委附属機関・市再調査機関</p> <p>市教委といじめ問題対策支援室を筆頭に、市P連、市生指研、市校外生指連とも連携・調整を図り、市内の各小・中・高等学校との縦と横のつながりを強化することによって、市全体でいじめ防止に取り組む態勢を構築する。</p>
<p>家庭・地域との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P T A ・ 高千穂地区青少年育成会議 ・ 牧園地区青少年育成会議 ・ 民生委員・児童委員 ・ 学校評議員 	<p>牧園中学校いじめ防止対策委員会</p> <p>本会は、年間計画の作成・実行・検証・修正の中核である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 日常的な関係者の会【校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、養護教諭】 2 事案に応じ、その他必要に応じた関係者を加えた会【1に加え、担任、部活動顧問、学年生活指導係】 3 地域の関係者、第三者を加えた会【1に加え、学校評議員、民生委員・児童委員、自治会長、P役員など】 4 専門家等を加えた会【3に加え、SC（いじめ相談員）、SSWなど】 	<p>関係機関との連携等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 霧島市教育委員会（学校教育課） ・ いじめ問題対策支援室 ・ 横川警察署生活安全課 ・ 霧島市生活福祉課 ・ 鹿児島県中央児童相談所

<p>【いじめの防止】</p> <p>□教職員の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活指導係会を週1回、いじめ防止対策委員会を月1回開催し、適切な指導や生徒理解の方法について共通理解・共通実践を図る。 ・ 学校全体の問題として重く受け止め、全職員が危機感と緊張感をもち、一致協力して問題解決にあたることを共通認識した上で取組を進める。 <p>□生徒の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「いじめ撲滅宣言」（生徒心得）の精神を尊重し、いじめを「しない、させない、許さない」を合い言葉にして取り組む。 ・ 「いじめ問題を考える週間」において、一斉道徳や人権学習会等を通して、「いじめ撲滅」を全生徒で宣言する。 <p>□保護者の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭での態度や様子を観察するとともに、いじめは絶対に許されない行為であることを、日頃から語り続ける。 <p>□地域の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登下校や学校外での行動等や様子に関心をもち、地域も見ていることを生徒に気付かせる。 <hr/> <p>【いじめの早期発見】</p> <p>□教職員の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員会議や職員研修はもとより、日常の会話等での情報交換を密にし、情報の共有に努める。 ・ 学期1回いじめ実態調査等を実施し、生徒の実態把握に努める。 <p>□生徒の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学級・学年・縦割り活動を通し、気になることや気付いたことなど必ず先生や親に相談・連絡するようにする。 <p>□保護者の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ チェックリストを元に、日頃の子どもの様子を観察する。 <p>□地域の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気になることや気付いたことなどがあつたら、学校に相談・連絡する。 <hr/> <p>【いじめに対する措置】</p> <p>□教職員の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常日頃から情報収集に努めるとともに、生徒や保護者の声に誠実に向き合い、迅速かつ的確に対応・対処する。 ・ 被害者の生徒を守るとともに、加害者の生徒に、いじめは人間として絶対に許されない行為だということを分からせる。 ・ 関係機関と連携をとり、学校と保護者が一体となった取組を進める。 <p>□生徒の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめを許さない環境作りとともに、もっと仲間がつながる環境作りを押し進める。 <p>□保護者の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校との連携を図り、子どものお手本となる行動がとれるように、冷静に判断し対処する。 <p>□地域の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめを許さない、見逃さない環境作りを進める。 	<p>【教職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇生徒指導体制 ◇生活指導係会 ◇教育相談 <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭訪問 ・ 三者相談 ◇職員研修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒理解 ・ 事例研修 ◇ケース会議 <p>【生徒】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇生徒会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 仲間作りレク ・ あいさつ運動 ・ 標語・作文・ポスター作成 ◇学校行事 <ul style="list-style-type: none"> ・ 牧園体験隊 ・ 人権学習会 <p>【保護者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇P T A活動 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総会 ・ 授業参観 ・ あいさつ運動 ・ 親子レク ・ 奉仕作業 <p>【地域による活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇青少年健全育成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域行事 ・ 子ども会 <p>【関係機関】</p> <p>《市》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ S S W ・ いじめ問題対策支援室相談員 <p>《県》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ S C ・ 学校ネットパトロール <p>【資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ対策必携 ・ いじめ問題対応の手引き ・ 牧園中危機管理マニュアル ・ 各種いじめ対策リーフレット等
---	---